

教委職企第1735-2号  
平成24年1月4日

各市町村教育委員会人事主管課長 様  
府民文化部私学・大学課長 様

大阪府教育委員会事務局  
教職員室教職員企画課長  
(公印省略)

### 教育職員免許状に係る事務手数料の改定について

平素は本府教育行政の推進に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
大阪府では、平成24年4月1日から教育職員免許状関係手続に係る事務手数料の金額を次のとおり改定いたします。大阪府財政構造改革プラン（案）に基づき、受益と負担とを明確にする観点から手数料を再点検し、必要な改定を行うものです。  
つきましては、この度の改定についてご理解を賜りますとともに、所轄の教職員等関係者に対して周知いただきますようお願いいたします。

#### ○改定する手数料と金額

区 分	改定後金額	現行金額
教育職員免許状（普通免許状）の授与	<u>3,600円</u>	3,300円
教育職員検定による 教育職員免許状（普通免許状）の授与	<u>5,600円</u>	5,000円
教育職員検定による 教育職員免許状（特別免許状）の授与	<u>5,600円</u>	5,000円
教育職員検定による 教育職員免許状（臨時免許状）の授与	<u>4,000円</u>	3,400円
教育職員検定による 新教育領域の追加（普通免許状）	<u>5,600円</u>	5,000円
教育職員検定による 新教育領域の追加（臨時免許状）	<u>4,000円</u>	3,400円
教育職員免許状の書換	<u>1,000円</u>	870円
教育職員免許状の再交付	<u>1,300円</u>	1,100円

※授与証明書の交付や教員免許更新制に係る申請の手数料については、金額の改定はありません。

#### ○実施時期

平成24年4月1日

平成24年4月1日以後に受け付けた申請から、改定後の金額を適用します。